

原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正に伴うお知らせ

平成 29 年 7 月 14 日

平成 29 年 6 月 14 日に開催された第 15 回原子力規制委員会において、原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正案が決定されました。

本改正は、本年 4 月 12 日に公布された原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）を踏まえ、放射性同位元素の規制強化等に対応することを目的としたものです。原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正が本年 7 月 1 日より施行されることに伴い、以下の通り原子力規制庁の組織が変更となります。

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「RI 法」という。）の施行に関する事務の担当部署の名称は以下の通り変更となります。

【本年 6 月 30 日迄】

・長官官房 放射線防護グループ 放射線対策・保障措置課 放射線規制室

【本年 7 月 1 日以降】

・長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門

- (2) 事故・トラブル等や火災、地震時の連絡先の名称は以下の通り変更となります。

【本年 6 月 30 日迄】

・長官官房 放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課 事故対処室

【本年 7 月 1 日以降】

・長官官房 総務課 事故対処室

※ (1) について、課長名は、「安全規制管理官（放射線規制担当）」となります。

※ (1) (2) とも、電話番号・FAX 番号・E-mail アドレスは変更ありません。

(線源登録システムに係る問い合わせは、03-3581-3352（内線：3877）まで御連絡ください。)

※本組織改編に伴う RI 法に基づく放射線障害予防規程の変更届の提出は不要です。

※放射線審議会に係る業務は、別に新設される「放射線防護企画課」が担当します。

【本件に関する問合せ先】

原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ

放射線規制部門 秦野、市森

03-3581-3352

(内線：3875)